

就活ハラスメント防止ガイドライン

「就活ハラスメント」とは、「就職活動中やインターンシップ中の学生等に対するハラスメント（セクハラ・パワハラ等）」のことを指し、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為です。

当社は、就職活動中の学生や求職者に対するハラスメントを防止し、健全な採用活動を推進するため、ガイドラインを制定いたします。

【目的】

就活ハラスメントを防止し、公平かつ安心して応募できる環境を提供することを目的とします。

1. 学生や求職者が安心して就職活動が行えるようにする
2. ハラスメント防止に取り組むことで、企業の社会的信頼を保ち、優秀な人財の確保につなげる
3. ハラスメントのない職場環境を整え、従業員の働く意欲や生産性を向上させる
4. 労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法に基づく指針に従い、適切なハラスメント防止措置を講じる

【適用範囲】

採用担当者や面接官等、採用活動に関わるすべての従業員

【就活ハラスメント防止に向けた行動指針】

1. 採用活動において次のような行為を行いません
 - ・性的な言動や不必要な身体接触
 - ・容姿や身体、恋愛、結婚等に関する不適切な質問
 - ・採用選考への影響を示唆した私的な誘い
 - ・SNS等を通じた業務上必要のない私的な連絡
 - ・私的な交際や食事等を執拗に求める行為
 - ・その他、求職者等に不快感や不利益を与える行為
2. 高圧的な態度、心理的負担をかける面談・面接をしません
3. 人格を否定する言動をしません
4. 社員が面談を実施する場所は、会社、学校構内またはオンラインとします
5. 就職活動で得た個人情報是一定期間経過後、削除します
6. 採用活動に関わるすべての従業員に対して定期的に周知および教育を実施します
7. 選考においては厚生労働省「公正な採用選考をめざして」に記載の配慮すべき事項に準拠します
8. ハラスメントに関する事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、不利益な取り扱いをしません

【相談窓口の設置】

就職活動等において、ハラスメントに関する不安やお困りごとがございましたら、下記窓口へご相談ください。
相談内容の秘密は厳守し、相談したことを理由として不利益な取扱いを行うことはありません。また、ご相談を受けた場合には、相談者の意向に配慮しつつ、必要に応じて関係者への確認その他適切な方法により事実確認を行い、再発防止その他必要な措置を講じます。

相談窓口： N D S インフォス株式会社 経営企画部

TEL：052-223-5255（受付時間 9:00～17:00）